

ID: 38

担当部署: 上下水道課

処分の概要	公共下水道管理者以外の者の工事・維持の承認		
法令名 根拠条項	下水道法 第16条		
法令番号	昭和33年法律第79号		
<p>【基準】</p> <p>法第16条の規定による。 (公共下水道管理者以外の者の行う工事等)</p> <p>第16条 公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。</p> <p>聖籠町宅地開発指導要綱第11条及び聖籠町下水道条例第27条による。 (排水施設)</p> <p>第十一条 事業者は、開発区域を含む周辺の集水区域全体を考慮して雨水等排水施設を計画し、河川管理者等との協議に基づき整備しなければならない。</p> <p>2 事業者は、開発区域内の雑排水を処理するため別に定めるところにより町長と協議しなければならない。</p> <p>3 排水施設は、開発区域を含む流域から流出する雨水等を適切に排出するため必要な施設を設置し、開発区域外の放流先に支障を及ぼさないよう当該区域において一時雨水等を貯留する調整池等を設けるか、又は支障のない地点まで河川又は水路等を事業者の負担において、設置又は改修しなければならない。</p> <p>4 前項までの排水施設にあつては、別に定める技術基準によらなければならない。</p> <p>5 開発区域が相当な面積であり、また居住予定人口が相当な数であつて終末処理施設を設けなければならない場合等、前項までの規定によりがたいと認めるときは、町長が別に指示するところによる。</p> <p>(行為の許可)</p> <p>第二十七条 法第二十四条第一項の許可を受けようとする者は、企業管理規程で定めるところにより、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。</p> <p>一 施設又は工作物その他の物件(排水設備を除く。以下「物件」という。)を設ける場所を表示した平面図</p> <p>二 物件の配置及び構造を表示した図面</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日